

募集要領

1 概要

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地において、職員、来訪者等の利便性を確保するため、物品販売等の臨時野販売店の設置及び運営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

公告に記載する応募資格を満たす者

3 設置施設の名称及び所在地

本部地区 茨城県土浦市右舳 2 4 1 0 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 73 号）第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種

ミリタリーグッズ、土産物、食品・飲料（アルコール飲料を含む。）、子ども玩具等、臨時野販売店での販売が可能と判断できる業種

(3) 設置予定店舗数

15～20 店舗

(4) 営業日時（予定）

令和 6 年 8 月 1 日（木）～8 月 31 日（土）（うち 1 日） 17:00～20:30
を予定

（予備日 営業日の翌日）

(5) その他

仕様書のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、ウに掲げる書類を期限までに提出すること。

提出された書類は、応募資格の確認及び国有財産使用許可申請に使用する。

なお、提出書類にかかる費用は応募者が負担し、提出された書類は返却しない。

ア 提出先

〒300-0837 茨城県土浦市右舳 2 4 1 0

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊厚生科厚生班（担当 山田）

電話番号 029-842-1211（内線 2369）

イ 提出期限

令和 6 年 4 月 15 日（月）午後 5 時必着（郵送含む。）

ウ 提出書類

申請書類	部数
申請書（別紙第1）	1
企画提案書（別紙第2）	1
主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）	1
販売予定商品と同等の商品の写真（別紙第4）	1

関係書類	部数
業務確約書（別紙第5）	1
個人 戸籍謄本 法人 登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） ※発行後3か月以内の原本又は写し	1
会社概要・営業経歴書（別紙第6）	1
財務諸表 個人 申請日直前1年以内に税務署に提出した「所得税青色申告決算書」、 「確定申告書」 法人 申請日直前1年以内に確定した「決算報告書」等 ※新設のため未だ決算のない個人ないしは法人の場合、その理由を記した 文書をもって財務諸表の代わりとすることができる。	1
税務署が発行した納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式） 個人 その3の2 法人 その3の3 ※納税証明書は、新設のため未だ決算のない場合及び非課税であっても取得は可能 ※発行後3か月以内の原本又は写し	1
印鑑証明書 ※発行後3か月以内の原本又は写し	1
都道府県知事等の発行した営業許可書等の写し ※営業許可が必要な商品やサービスを提供する場合のみ	1
誓約書（別紙第7）	1
役員名簿（別紙第8）	1
委任状（別紙第9）	1
返信先を記した返信用封筒（140円切手を貼付した角形2号）	1

注 全省庁統一資格を有する者は、「全省庁統一資格審査結果通知書」の写しを「戸籍謄本（登記簿謄本）、財務諸表及び納税証明書」に代えることができる。

エ 関係書類の不備又は応募資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、無効又は失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、官公庁に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提出書類変更の禁止

提出後の書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

8 選考結果の通知

令和6年5月下旬（予定）までに結果を郵送する。

結果が届かない場合は、029-842-1211（内線2369）の山田まで電話で問い合わせること。

9 その他

この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

霞ヶ浦駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称フリガナ
代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

フリガナ
担当者氏名：

電 話：

F A X：

茨城県土浦市右廻2410に所在する陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地において、臨時野外出店を設置し経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種〉

業 種	場 所
	霞ヶ浦駐屯地

注：1店舗につき、1部提出してください。

注：商号、代表者及び担当者氏名にフリガナをふり、申請印は印鑑証明書と同じ登録印を使用すること。

企画提案書

- 1 会社名：
- 2 設置希望業種： 食品販売 ・ 物品販売 ・ その他（ ）
- 3 設置希望場所： 霞ヶ浦駐屯地

1 営業日及び営業時間（予定）

(1)営業日 令和6年8月1日（木）～8月31日（土）（うち1日）

（予備日 営業日の翌日）

(2)営業時間 17：00～20：30

2 精算方法及び種類

（現金の他、キャッシュレス決済等の使用可否及び使用可能な場合の種類）

現金： 可 ・ 否

キャッシュレス決済： 可 ・ 否

使用可能なキャッシュレス決済の種類

電子マネー：

クレジットカード：

バーコード決済：

3 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

4 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴

（行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）

5 新型コロナウイルス・インフルエンザ感染予防対策

6 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

7 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地における営業方針

8 その他アピールポイント

販売予定商品と同等の商品の写真（4枚×4枚＝16枚以内）

<p>商品名_____ 販売価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal</p>	<p>商品名_____ 販売価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal</p>
<p>商品名_____ 販売価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal</p>	<p>商品名_____ 販売価格 _____ 円 カロリー _____ Kcal</p>

注：並び順は、別紙第3に合わせる可。パンフレットやカタログでも可。

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
霞ヶ浦駐屯地業務隊長 殿

茨城県土浦市右廻2410に所在する陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地における臨時野
外売店の設置、経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できること
を確約致します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

フリガナ
担当者氏名：

電 話：

F A X：

注：商号、代表者及び担当者氏名にフリガナをふり、申請印は印鑑証明書の登録印
を使用すること。

会社概要・営業経歴書

令和 年 月 日現在

1. 商号記載
2. 所在地 TEL FAX
3. 代表者役職・氏名
4. 設立年月日
5. 営業年数
6. 従業員数
7. 事業内容（主たる事業の種類や営業品目）
8. 資本金
9. 前年度売上高
10. 主な取引先
11. 取引銀行
12. 会社沿革（創業、法人設立、合併・分社等、休業・事業再開等）
13. 営業所の所在状況等

注：同じ内容が記載されていれば、他の様式やパンフレット等でも可。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

(霞ヶ浦駐屯地業務隊長 経由)

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

TEL :

商号又は名称

代表者氏名

印

委任状

霞ヶ浦駐屯地納涼大会代表者

殿

下記について、委任します。

ただし、使用許可書に付される全ての条件について遵守します。

記

- 1 霞ヶ浦駐屯地納涼大会における国有財産（土地）の使用許可手続について
- 2 上記に関連する会計処理について

令和 年 月 日

住 所

会社名等

印

代表者名

印

注：「印鑑証明書と同じ登録印」と「代表者印」の2か所に必ず押印すること。